

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
別紙1～別紙2 (略)	別紙1～別紙2 (略)
別紙3 1(略)	別紙3 1(略)
	別紙3 2 (1) A (A) 拡張機能 ↳Professional Support Services docomo business SIGNタイプ ↳設計・構築サポート ↳構築サポート
	別紙3 2 (1) A (B) 16 プロファイル 通信サービスの利用者を識別、認証及び通信を可能にする情報および様々な機能を持ったアプリケーションの集合 17 プロファイル提供事業者 docomo business SIGNの利用に係るプロファイルを発行・提供し、または当該プロファイルに係る通信サービスを提供する事業者 18 eUICC 端末に挿入および実装されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及びeIM機能の使用が許可される加入者識別モジュールのうち、プロファイルを遠隔から書き換え・追加できるもの 19 eUICC提供事業者 eUICCを製造・提供する事業者
別紙3 2 (1) A (C)～ 別紙3 2 (1) A (I) (略)	別紙3 2 (1) A (C)～ 別紙3 2 (1) A (G) a(略)
(G) b (a) アプリケーション接続 (ICGW) (Value専用)は「クラウドサービス接続」、「コンフィグマネージャー」及び「仮想コネクション」を提供します。なお、「クラウドサービス接続」は、付加機能として「フォーマット変換」、「ミラーリング」及び「スクリプト変換」を提供します (申込みは不要) 。	(G) b (a) アプリケーション接続 (ICGW) (Value専用)は「クラウドサービス接続」、「コンフィグマネージャー」及び「仮想コネクション」を提供します。なお、「クラウドサービス接続」は、付加機能として「フォーマット変換」、「ミラーリング」及び「スクリプト変換」を提供します (申込みは不要) 。
(G) b ((b) ～ (H) a (略)	(G) b ((b) ～ (H) a (略)
IoT端末へのリモートアクセス機能を提供するものであり、	IoT端末/VMへのリモートアクセス機能を提供するものであり、
(I)略	(I)略

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年9月30日現在

～2026年9月29日

2026年9月30日～

(J) Professional Support Services docomo business SIGNタイプ（PSS docomo business SIGNタイプ）
PSS docomo business SIGNタイプはSDPFサービスの1つであって電気通信サービスの利用に関わる設計
や導入の支援等を行うサービスをいいます。

a 設計・構築サポート、構築サポート

(a) 利用権の譲渡

契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、PSS docomo business SIGNタイプ（a 設計・構築サポート及び構築サポートとします。以下このbにおいて同じとします。）を利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(b) 免責

当社は、PSS docomo business SIGNタイプの提供内容に基づき実施される設計・構築サポートにより、契約者が期待する効果、成果又は結果が得られることを保証しません。また、当社はPSS docomo business SIGNタイプについて完成責任を負うものではなく、完了通知に定める場合を除き、修補その他の義務を負わないものとします。

(C) 提供条件

(i) 当社が PSS docomo business SIGNタイプの提供にあたり必要な情報等は、その契約者から提供していただきます。契約者は、当社がPSS docomo business SIGNタイプの提供にあたり契約者に対して合理的に要請した支援、便益等を提供していただきます。契約者は、契約者が本項に定める必要な情報等や支援、便益等を提供しない場合、当社からPSS docomo business SIGNタイプの提供ができない場合があることについてあらかじめ同意します。

(ii) 契約者は、PSS docomo business SIGNタイプに係る電気通信サービス等について、そのサービスの内容に変更等があったときは、その旨について速やかに当社に通知していただきます。当社は、契約者が前項に規定する通知を行わなかった場合、PSS docomo business SIGNタイプを提供できない場合があります。契約者が本項の通知を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

(iii) 当社は、1のPSS docomo business SIGNタイプの申込みごとに1の識別番号（利用内容等を識別するための番号であって、PSS docomo business SIGNタイプの申込みに基づいて当社が契約者に割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を割り当てる場合があります。この場合、申込者は、1の識別番号につき1人または1法人とします。

(iv) 当社は、共通編第8条（SDPFサービスの契約申込の承諾）第2項のほか、PSS docomo business SIGNタイプの申込者が、当社が指定するPSS docomo business SIGNタイプの提供条件（当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com>）、見積書、提供条件書などをいいます。以下「提供条件書等」といいます。）の内容を受け入れない場合には、そのPSS docomo business SIGNタイプの申込みを承諾しないことがあります。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～

	す。当社が申込みを承諾しない場合には、当社はPSS docomo business SIGNタイプの申込者に対しその旨を通知します。 (v) 当社は、PSS docomo business SIGNタイプに係る業務が完了した場合その旨を契約者に通知します。契約者は、その通知を受けたときは、直ちに確認検査を行い、当社が指定する方法により確認検査の合否を当社に通知するものとします。この場合において、当社からその通知を行った日から起算して10営業日（当社の営業日とします。）を経過する日を「検査期間終了日」とします。ただし、当社は、検査期間終了日までに当社に確認検査の合否の通知がない場合は、当該確認検査は合格であったものとみなして取り扱います。 (vi) 当社は、前項の確認検査に当社が合格しなかった場合であって、当社に過失があるときは修補を行うものとし、その修補につき再度前項と同様の確認検査を行うものとし、以降も同様とします。確認検査の合格後、当社の責めに帰すべき理由により、そのPSS docomo business SIGNタイプの対象となった電気通信サービス等の利用ができないときは、その確認検査にかかる検査期間終了日までに契約者から当社に通知があった場合に限り当社は無償で再びPSS docomo business SIGNタイプに係る業務を実施します。 (vii) 当社は、共通編第29条（免責）のほか、PSS docomo business SIGNタイプの提供の開始後に、そのPSS docomo business SIGNタイプの解除があったときは、解除事由の如何を問わず、そのPSS docomo business SIGNタイプの対象となった電気通信サービス等をPSS docomo business SIGNタイプの提供の開始前の状態に復旧させる義務を負いません。 (viii) 前項までに定めるほか、PSS docomo business SIGNタイプの提供条件は、提供条件書等の定めるところによるものとし、本規約と提供条件書等との間に齟齬があった場合は、提供条件書等の規定を優先するものとします。 (viii) 前項までに定めるほか、PSS docomo business SIGNタイプの提供条件は、提供条件書等の定めるところによるものとし、本規約と提供条件書等との間に齟齬があった場合は、提供条件書等の規定を優先するものとします。
(J) 対応XaaS	(K) 対応XaaS
(K) a～ (K) c (略)	(K) a～ (K) d (a) (略)
	(b) eIM機能 ↳eUICCおよびプロファイル遠隔管理 ↳タブレットコンソールに登録されているeUICCに対し、プロファイルの状態管理操作(ダウンロード、有効化、無効化、削除、一覧取得等)やその他当社が定めた操作を実施する機能
(K) d (c) (略)	(K) d (c) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年9月30日現在

～2026年9月29日

2026年9月30日～

(d) eIM機能の提供条件等

(i) 本機能へのeUICC及びプロファイル関連情報の登録並びに登録内容の設定及び変更は、契約者自身が実施するものとします。ただし当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(ii) 契約者が登録した当社以外のプロファイル提供事業者が提供するプロファイルに係る通信サービスの提供、通信エリア、通信品質若しくは料金、プロファイルの発行若しくは配信、当社が提供したものではないeUICCのハードウェア若しくは搭載ソフトウェアの動作やその他ソフトウェアの動作に関して当社は責任を負わないものとします。

(iii) 契約者は、本機能へ登録するeUICC及びプロファイルを利用し、本機能を当該eUICCのAssociated eIMとして関連付けるために必要な権限を有するものとします。また、契約者は、本機能を当該eUICCのAssociated eIMとして関連付け、当社の本機能を用いてプロファイルの操作を実施することが第三者の権利または回線契約に反しないことを保証します。

(iv) 契約者は、本機能への登録情報を当社に提供し、当社に取り扱わせ、登録するために必要な権限を適法かつ有効に有するものとします。当該登録情報に第三者の機密情報、個人情報その他第三者の権利利益に関する情報が含まれる場合、契約者はあらかじめ当該第三者から必要な承諾を取得し、その他必要な措置を講じるものとします。

(v) 当社は登録情報を本機能の提供、保守、その他必要な範囲でのみ取り扱い、プロファイル内の鍵情報その他これに類する秘密情報を平文または当社が復号可能な状態で取得し、または保存しません。

(vi) 次に起因する不動作・通信断に関して当社は責任を負わず、完全性・可用性を保証しません。

・当社以外の事業者が提供する通信ネットワーク、SM-DP+、IPA、端末、eUICC

・当社が定める技術要件もしくは一般的に定められている技術要件に適合しないeUICC・端末・ソフトウェア等

・プロファイル遠隔切替に伴う通信不能

・プロファイルポリシーその他の技術的制約による操作の拒否、中断もしくは失敗

・プロファイルの削除その他取り消すことのできない操作

(vii) 契約者は、本機能に係る契約が終了する場合、契約終了日までに本機能に登録されているeUICC及びプロファイルの登録を削除するものとします。当社は、本機能に係る契約終了後、eIMに登録されているeUICC及びプロファイル関連情報の登録を削除することができるものとし、本機能に係る契約終了後は当該eUICC及びプロファイルの管理義務を負いません。契約者がeUICC及びプロファイルの登録の削除を行わなかったこと、または契約終了後に当社がeUICC及びプロファイルの登録の削除を行ったことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～

	別紙3 2 (1) B (A) a (a) 拡張機能 ↳Professional Support Services docomo business SIGNタイプ ↳設計・構築サポート ↳構築サポート ↳docomo business SIGNとして請求
	(b) (viii) Professional Support Services docomo business SIGNタイプ
	別紙3 2 (1) B (A) a (c)～(G) (略)
	(H) Professional Support Services docomo business SIGNタイプ (PSS docomo business SIGNタイプ) a 設計・構築サポート、構築サポート (a) PSS docomo business SIGNタイプ (設計・構築サポート及び構築サポートとします。以下eまで同じとします。) に関する利用料金は当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところによります。 (b) 当社は、PSS docomo business SIGNタイプの料金を、検査期間終了の日を含む料金月の利用料金において請求します。 (c) 契約者は、PSS docomo business SIGNタイプの利用の申込みを行い、その承諾を受けたときは、利用料金の支払いを要します。 (d) PSS docomo business SIGNタイプの利用の申込みの承諾後に解除等があった場合は、第3条 (料金の支払い義務) の規定にかかわらず、契約者は、そのPSS docomo business SIGNタイプに関して解除等があったときまでに着手した部分について、そのPSS docomo business SIGNタイプの提供に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。 (e) 当社は、共通編の料金表通則の規定にかかわらず、PSS docomo business SIGNタイプに係る料金等を1の識別番号ごとに請求することがあります。
(H) 対応XaaS	(I) 対応XaaS